

指定（介護予防）短期入所生活介護事業所 イーエスサウスヒルズ運営管理規程

第1章 施設の目的及び運営方針

(目的)

第1条 この規程は、指定短期入所生活介護事業所及び指定介護予防短期入所生活介護事業所イーエスサウスヒルズ(以下「事業所」という)の運営及び管理について必要な事項を定め、業務の適正かつ円滑な執行と老人福祉法の理念と介護保険法に基づき、また、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」及び「指定介護予防サービス等の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」(以下、2省令を合せて「居宅サービス等基準」という。)を遵守し、「お客様」の生活の安定及び生活の充実を図ることを目的とする。

(運営方針)

第2条 事業所は【短期入所生活介護サービス計画】または【介護予防短期入所生活介護サービス計画】(以下、「【短期入所生活介護サービス計画等】」)に基づき、短期間の入所によって「お客様」が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことを念頭に置き、生活の場として入浴、排泄、食事等の介護、相談及び援助、日常生活上の援助及び機能訓練を行って「お客様」の心身機能の維持増進ならびに「お客様」のご家族様の身体的・精神的負担の軽減を図る。

(事業所の名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地は次の通りとする。

- (1) 名称 短期入所生活介護事業所 イーエスサウスヒルズ
- (2) 所在地 久米郡久米南町下弓削 647

第2章 職員及び職務内容

(職員)

第4条 施設は、介護保険法に基づく「居宅サービス等基準」に示された所定の職員を含み下記のように配置するものとする。

- | | |
|--------------|----------------|
| (1) 管理者(施設長) | 1名 |
| (2) 医師(嘱託医) | 1名 |
| (3) 生活相談員 | 1名以上 |
| (4) 介護支援専門員 | 1名以上 |
| (5) 介護職員 | 17名以上 |
| (6) 看護職員 | 3名以上 |
| (7) 栄養士 | 1名以上 |
| (8) 機能訓練指導員 | 1名以上 (看護職員と兼務) |
| (9) 事務員 | 1名以上 |
| (10) 管理宿直員 | 2名以上 |

- (11) 前各号に定めるもののほかに施設長が特に必要と認める職員。
- 2 施設の円滑な運営のために副施設長、課長、主任を置くことが出来る。
- 3 給食業務は委託とする。
- 4 職員の定数は、介護保険法による「居宅サービス等基準」の職員数を満たすものとする。

(職務)

第5条 職員は、施設の設置目的を達成するため必要な職務を行う。詳細は別紙職務分掌表によるものとする。

- (1) 管理者は、施設の業務を統括し、全職員の指導監督を行う。
 - (2) 医師は、「お客様」及び職員の診察、健康管理及び保健衛生指導を行う。
 - (3) 介護支援専門員は、【施設サービス計画】の原案を作成、実施状況を把握、評価、必要があれば計画の変更に至る一連の過程を行う。
 - (4) 生活相談員は、「お客様」及びご家族様の必要な相談に応じるとともに、適切なサービスが提供されるよう、施設内のサービスの調整、関係機関等の連携において必要な役割を行う。
 - (5) 介護職員は、「お客様」の日常生活の介護、援助を行う。
 - (6) 看護職員は、「お客様」の診療の補助及び看護並びに保健衛生管理を行う。
 - (7) 栄養士は献立作成、栄養量計算、及び食事記録、調理員の指導等の給食業務管理並びに栄養指導を行う。
 - (8) 機能訓練指導員は、「お客様」が日常生活を営むのに必要な機能を改善し、またはその減退を防止するための訓練を行う。
 - (9) 事務員は、庶務及び会計経理その他施設の運営に必要な事務を行う。
 - (10) 管理宿直員は、夜間の建物施設、火災等緊急時の対応、電話等の受付及び夜間勤務職員の補助を行う。
- 2 職員は、法人及び施設の定める指針、規定、マニュアル等を遵守することとする。

第3章 利用定員

(定員)

第6条 事業所が1日に短期入所生活介護サービスを提供する定員は5名とする。ただし、指定介護老人福祉施設の「お客様」の長期入院等によって空き床のある場合は、当該施設の運営に支障を来さない範囲で増員することが出来る。

第4章 お客様に対するサービス内容及び利用料その他の費用

(短期入所生活介護サービス計画等)

第7条 短期入所生活介護サービスの提供を開始するには、「お客様」の心身の状況、希望及びその居宅において置かれている状況ならびにご家族様等介護者の状況を十分に把握し、個別に【短期入所生活介護サービス計画等】を作成する。また、既に居宅介護サー

ビス計画または介護予防サービス計画が作成されている場合は、その内容に沿った【短期入所生活介護サービス計画等】を作成する。

2 【短期入所生活介護サービス計画等】の作成、変更の際には、「お客様」またはご家族様に対し当該計画の内容を説明し同意を得る。

3 「お客様」に対し、【短期入所生活介護サービス計画等】に基づいて各種のサービスを提供するとともに継続的なサービスの管理、評価を行う。

(サービスの提供)

第8条 事業所は、サービスの提供にあたっては、「お客様」またはそのご家族様に対して、【短期入所生活介護サービス計画等】に基づき、必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。また、【短期入所生活介護サービス計画等】を基本としてサービスを提供するものとする。

(1) 日常生活動作能力に応じた介護

ア、排泄の介助

イ、移動の介助

ウ、食事の介助

エ、通院の介助等その他の必要な身体の介護

オ、入浴の介助

カ、養護（休養）

(2) 健康状態の確認

(3) 機能訓練サービス

「お客様」が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練、ならびに、「お客様」の心身の活性化を図るための各種サービスの提供。

ア、日常生活動作に関する訓練

イ、レクリエーション(アクティビティサービス)

ウ、行事的活動

エ、体操

オ、趣味活動

カ、筋力向上訓練

(4) 送迎サービス

障害・介護の度合い、地理的条件により送迎を必要とする「お客様」については送迎を行う。

(5) 「お客様」及びそのご家族様の日常生活における介護等に関する相談及び助言。

(サービス提供の記録と連携)

第9条 事業所は、【短期入所生活介護サービス計画等】に則ってサービスを提供した場合には、その提供日及び内容、当該サービスについて、利用者様に代わって支払を受ける介護報酬の額、その他必要な記録を所定の書面に記載する。

2 「お客様」が他の居宅介護事業者等の利用を希望される場合、その他、「お客様」か

ら申し出があったときには、直近の居宅介護サービス計画または介護予防サービス計画及び実施状況に関する書類を交付しなければならない。

(緊急時ならびに事故等発生時の対応)

第10条 「お客様」が短期入所生活介護または介護予防短期入所生活介護サービスの利用中に、事故等により体調不良・ケガ等健康状態に異変があったときは、主治医（施設医師）の診断や指示を仰ぎ適切な処置を講ずるとともに、速やかにご家族様ならびに市町村、居宅介護事業者等に連絡するものとする。また、施設は当該事故の状況及び事故に際して取った処置を記録するとともに、関係機関に別紙にて報告する。

(利用料)

第11条 利用料の額は、介護保険法に基づく厚生労働大臣が定める基準によるものとする。ただし、次に掲げるものについては、別に利用料金をいただく。

(1) 居住費・・・【契約書別紙】に定める料金

ただし、個室を利用する場合で次に該当する場合は多床室料金とする。

① 感染症や治療上の必要など、施設側の事情により、一定期間（30日以内）個室への入所が必要な場合

② 著しい精神状態等により、多床室（相部屋）では同室者様の心身の状況に重大な影響を及ぼすおそれが高く、個室以外での対応が不可能である場合

(注) ②、③については、施設医師が診断した結果による。

(2) 食費・・・【契約書別紙】に定める料金

(3) 理美容代 実費

2 前項の支払を含むサービスを提供する場合には、事前に「お客様」またはそのご家族様に対して必要な資料を提示し、当該サービスの内容及び費用を説明し「お客様」の同意を得た上で文書に署名捺印を得るものとする。

3 「お客様」は、月額利用料を翌月末日までに事業所に現金または自動口座振替により支払うものとする。

第5章 事業所利用にあたっての留意事項及び職員の義務

(日課の尊重)

第12条 「お客様」は、健康と生活安定のため管理者が定めた日課を尊重し、共同生活の秩序を保ち相互の親睦に努めるものとする。

(衛生保持)

第13条 「お客様」は事業所の清潔、整頓、その他環境衛生の保持を心がけ、また、事業所に協力するものとする。

2 管理者、医師、看護職員、その他の職員は、次の各号の実施に努めなければならない。

(1) 衛生知識の普及、伝達及び伝染性疾患の感染防止

(2) 「お客様」の使用する食器その他の設備、または飲用する水についての衛生的な管理、または衛生上必要な措置を講ずること

(事業所内での禁止行為)

第 14 条 「お客様」及び職員は、事業所内で次の行為をしてはならない。

- (1) けんか、口論、泥酔、薬物乱用等他人に迷惑をかけること
- (2) 政治活動、宗教、習慣等により、自己の利益のために他人の自由を侵害したり、他人を排撃したりすること
- (3) 指定した場所以外で火気を用いること
- (4) 事業所の秩序、風紀を乱し、または安全衛生を害すること
- (5) 故意または無断で、事業所若しくは備品に損害を与え、またはこれらを事業所外に持ち出すこと

(秘密の保持)

第 15 条 職員は業務上知り得た「お客様」またはそのご家族様の秘密を保持しなければならない。

- 2 職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するものとする。

(災害、非常時への対応)

第 16 条 事業所は、消防法令に基づき、防火管理者を選任し、消火設備、非常放送設備等、災害・非常時に備えて必要な設備を設けるものとする。

- 2 事業所は、消防法令に基づき、非常災害等に対して防災委員を定め、具体的な消防計画等の防災計画をたて、職員及び「お客様」が参加する消火、通報及び避難訓練を原則として少なくとも年 2 回（昼間、夜間各 1 回）以上は実施するものとし、そのうち年 1 回以上は避難訓練を行う。
- 3 「お客様」は健康上または防災等の緊急事態の発生に気付いたときは、ナースコール等最も適切な方法で、職員に事態の発生を知らせるものとする。
- 4 施設の火災通報装置は、煙感知や熱感知の作動によって、自動的に消防署に通報される装置となっている。また、居室の全てにスプリンクラー装置が設置されている。

第 6 章 その他の運営についての重要事項

(事業の実施地域及び利用資格等)

第 17 条 事業所の通常の事業実施地域は次の通りとする。

- (1) 岡山県久米郡久米南町
- 2 利用資格は、要介護認定で要支援 1 以上と認定され、利用を希望する方であって、利用料の負担が出来る「お客様」とする。

(内容と手続の説明及び同意、契約)

第 18 条 利用にあたっては、あらかじめ、利用申込者様及びそのご家族様に対し、運営管理規程、重要事項説明書、契約書を交付して説明を行い、その同意を得た上で契約書を締結するものとする。

(苦情解決)

- 第 19 条 苦情解決については、別に定める「福祉サービスに関する苦情解決取扱規程」

に基づき、次のとおり対応する。

- (1) 苦情受付担当者は生活相談員とする。
- (2) 苦情解決責任者は施設長とする。
- (3) 第三者委員は、法人設置の委員をもってこれに充てる。
- (4) その他詳細は「福祉サービスに関する苦情解決取扱規程」による。

(損害賠償)

第 20 条 事業所は「お客様」に対する短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護サービスの提供により、賠償すべき事故が発生した場合には、誠意をもって速やかに損害賠償を行うものとする。

(身体的拘束及びその他行動制限)

第 21 条 「お客様」の生命または身体を緊急に保護するためやむを得ない場合は「お客様」及び身元引受者（ご家族様等）に連絡し説明した後、同意を得て必要最低限の身体的拘束、または「お客様」の行動を一部制限することが一時的にできるものとする。

- 2 身体的拘束その他行動制限の可否及び、その具体的な内容については、別に定める身体的拘束適正化検討委員会での都度、緊急性、拘束内容及び期間、目的、理由等を十分審議した上で決定するものとする。
- 3 身体的拘束その他行動制限を行う場合は、その時の「お客様」の状態、時間及び期間、理由等を記録しておくものとする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第 22 条 虐待の発生またはその再発を防止するため、以下の措置を講じます。

- 2 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図る。
- 3 虐待防止のための指針を整備する。
- 4 職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的開催する。
- 5 上記措置を適切に実施するための担当者を管理者は職員の中から指名する。

第 7 章 雑則

(委任)

第 23 条 事業所の運営にあたってはこの規程に定める他、特別養護老人ホーム イーエスサウスヒルズ運営管理規程に準じて行うものとする。

(改正)

第 24 条 この規程を改正、廃止するときは社会福祉法人江原恵明会理事会の議決を経るものとする。

附則

この運営規程は平成 12 年 4 月 1 日より施行する。

この運営規程は平成 13 年 1 月 1 日より一部改正する。

この運営規程は平成13年4月1日より一部改正する。

この規程は平成16年7月1日から施行する。(改正)

(この改正により、名称を「短期入所生活介護事業所 特別養護老人ホーム イーエスサウスヒルズ 運営規程」から「短期入所生活介護事業所 イーエスサウスヒルズ運営管理規程」に改める。)

この規程は平成17年10月1日から施行する。(改正)

この規程は平成18年4月1日より施行する。(改正)

この規程は平成20年8月1日より施行する。(改正)

この規程は平成21年4月1日より施行する。(改正)

この規定は令和4年4月1日より施行する。(改正)